

事業再構築補助金 令和4年度第二次補正予算の概要

令和5年5月
近畿経済産業局

第8回公募の応募と採択結果

- 第8回公募の応募件数は12,591件。
- 厳正に審査を行った結果、6,456件が採択された。

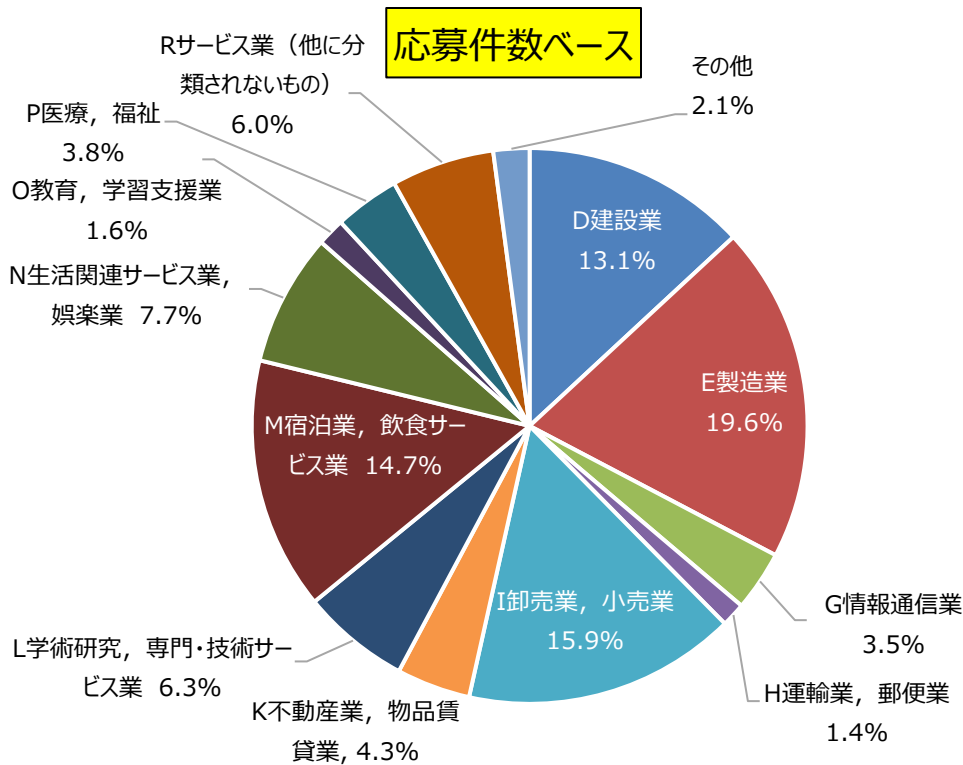
第8回公募の応募と採択結果

件数（単位：件数）	通常枠	大規模賃金 引上枠	回復・再生 応援枠	最低 賃金枠	グリーン 成長枠	緊急 対策枠	合計
①システムで受け付けた件数 （応募件数）	7,261	8	1,522	165	434	3,201	12,591
②採択件数	3,562	4	879	117	173	1,721	6,456

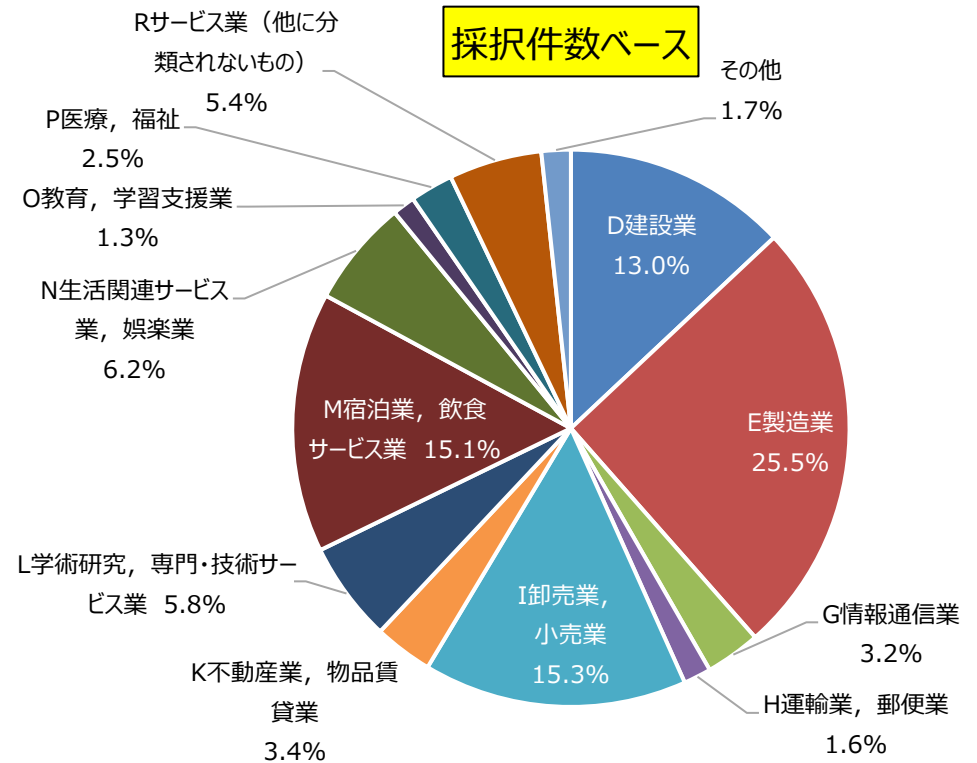
（注：本資料では複数の企業で連携している申請を構成員数に関わらず 1 件としてカウントしています。）

業種別の応募と採択割合について

- 日本標準産業分類で応募割合・採択割合を分析すると、特に製造業、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業が多い。
- その他の業種についても幅広い業種で応募・採択されている。



(N=12,591)



(N=6,456)

(注：本資料では複数の企業で連携している申請を構成員数に関わらず 1 件としてカウントしています。)

都道府県別の応募状況

- 各都道府県に応募件数を見ると、単純な件数ベースでは、東京、大阪、愛知、兵庫の順に多い。
- 平成28年経済センサスに基づく都道府県毎の中小企業数に占める応募者の比率は関西周辺、滋賀、東京、沖縄が多い。

都道府県別の応募件数と中小企業者に占める応募の割合

(単位：件、%)

都道府県	応募件数	割合
北海道	373	0.26%
青森	61	0.15%
岩手	63	0.17%
宮城	139	0.23%
秋田	45	0.14%
山形	70	0.18%
福島	105	0.18%
茨城	214	0.27%
栃木	123	0.20%
群馬	176	0.27%
埼玉	423	0.26%
千葉	288	0.24%

都道府県	応募件数	割合
東京	1,991	0.48%
神奈川	519	0.28%
新潟	151	0.20%
富山	113	0.33%
石川	137	0.34%
福井	107	0.37%
山梨	106	0.35%
長野	232	0.32%
岐阜	221	0.31%
静岡	410	0.34%
愛知	941	0.45%
三重	175	0.34%

都道府県	応募件数	割合
滋賀	201	0.58%
京都	447	0.57%
大阪	1,448	0.53%
兵庫	633	0.44%
奈良	166	0.53%
和歌山	115	0.33%
鳥取	48	0.30%
島根	61	0.28%
岡山	190	0.36%
広島	275	0.33%
山口	97	0.25%
徳島	102	0.40%

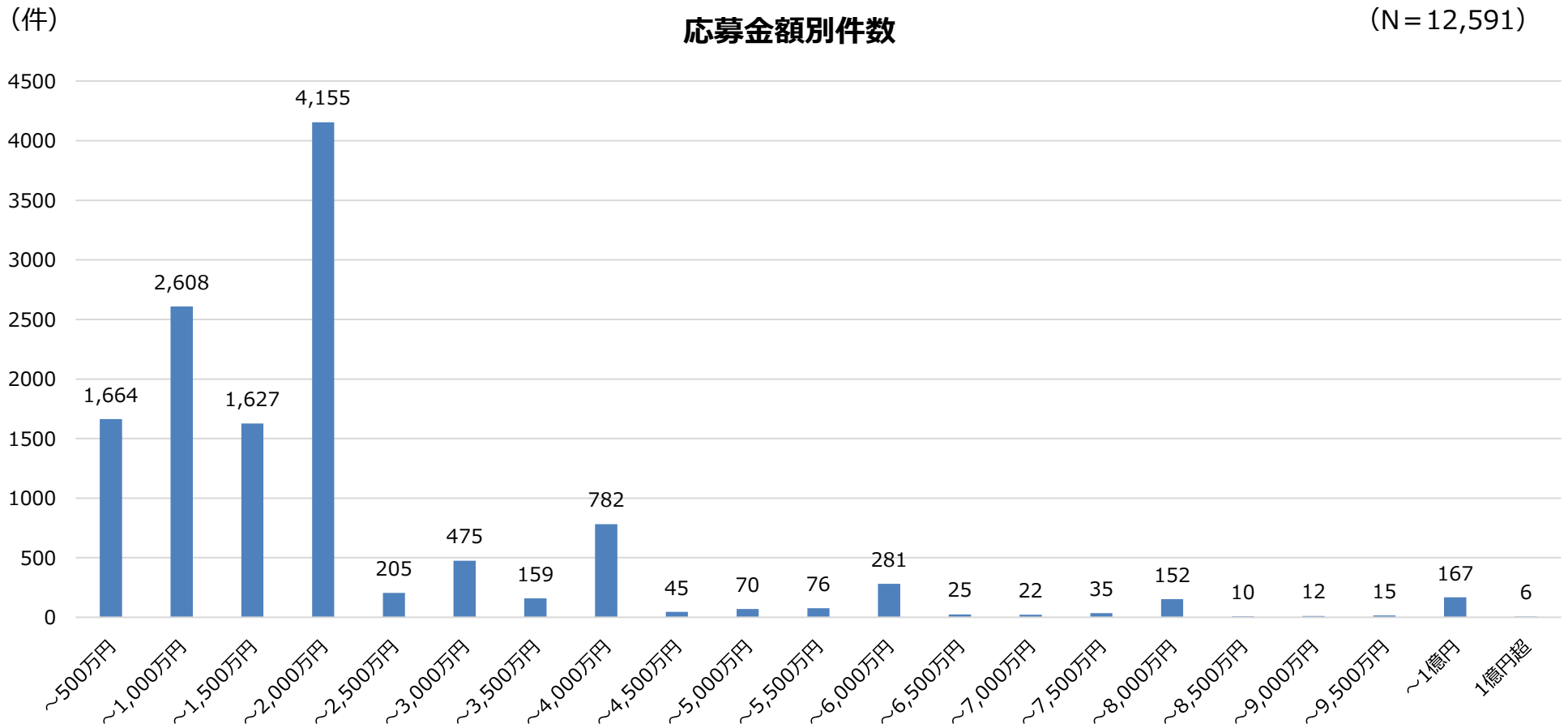
都道府県	応募件数	割合
香川	107	0.35%
愛媛	116	0.27%
高知	33	0.13%
福岡	553	0.41%
佐賀	67	0.27%
長崎	85	0.20%
熊本	177	0.37%
大分	74	0.21%
宮崎	75	0.22%
鹿児島	121	0.24%
沖縄	217	0.46%
合計	12,591	0.35%

(注1：「割合」は平成28年経済センサスに基づく都道府県毎の中小企業数に占める応募者の比率を算出したものとなります。)

(注2：本資料では複数の企業で連携している申請を構成員数に関わらず 1 件としてカウントしています。)

応募金額の分布（全類型合計）

- 2,000万円までの金額で応募された案件が全体の約8割を占める。
- 2,000万円以上の金額で応募された案件は分散している。



(注：本資料では複数の企業で連携している申請を構成員数に関わらず 1 件としてカウントしています。)

【参考】金融機関支援による第8次公募の採択の状況（近畿）

表 1 府県別採択件数及び金融支援比率

府県名	採択件数	採択件数のうち 金融機関による支援件数	金融支援 ／採択件数
福井県	50	23	46.0%
滋賀県	120	70	58.3%
京都府	252	117	46.4%
大阪府	719	295	41.0%
兵庫県	306	130	42.5%
奈良県	72	20	27.8%
和歌山県	54	12	22.2%
合計	1573	667	42.4%

表 3 金融機関別採択件数（全国）

	認定支援機関名	件数
1	京都信用金庫	65
2	大阪信用金庫	57
3	株式会社名古屋銀行	50
4	株式会社関西みらい銀行	50
5	株式会社池田泉州銀行	48
6	株式会社常陽銀行	44
7	株式会社静岡銀行	44
8	大阪シティ信用金庫	44
9	岐阜信用金庫	42
10	京都中央信用金庫	39

表 2 金融機関別採択件数（近畿）※第 8 回採択数順

No.	種別	金融機関名	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次
1	信金	京都信用金庫	81	114	90	78	98	51	79	65
2	信金	大阪信用金庫	39	58	63	69	79	72	64	57
3	地銀	関西みらい銀行	21	15	29	20	34	31	30	50
4	地銀	池田泉州銀行	38	56	57	64	61	47	48	48
5	信金	大阪シティ信用金庫	27	33	32	39	49	28	41	44
6	地銀	京都銀行	55	65	56	57	60	47	48	38
6	信金	京都中央信用金庫	29	53	61	79	97	52	62	38
8	地銀	滋賀銀行	22	17	20	34	41	31	36	36
9	地銀	紀陽銀行	34	32	34	31	33	21	25	29
10	信金	尼崎信用金庫	14	32	34	28	43	33	33	26
11	地銀	みなと銀行	15	23	17	32	27	17	26	22
12	地銀	但馬銀行	18	26	23	18	23	18	25	21
13	信金	北おおさか信用金庫	11	13	12	14	7	10	19	14
14	地銀	福井銀行	22	21	18	19	15	14	20	12
14	地銀	南都銀行	19	14	27	21	23	16	17	12

（出所）本省公表資料を加工

【参考】金融支援機関による採択累計（近畿）

表1 金融支援機関累計（近畿）

No.	種別	金融機関名	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	合計
1	信金	京都信用金庫	81	114	90	78	98	51	79	65	656
2	信金	大阪信用金庫	42	58	63	69	79	72	64	57	504
3	信金	京都中央信用金庫	29	53	61	79	97	52	62	38	471
4	地銀	京都銀行	55	65	56	57	60	47	48	38	426
5	地銀	池田泉州銀行	38	56	57	64	61	47	48	48	419
6	信金	大阪シティ信用金庫	27	33	32	39	49	28	41	44	293
7	信金	尼崎信用金庫	14	32	34	28	43	33	33	26	243
8	地銀	紀陽銀行	34	32	34	31	33	21	25	29	239
9	地銀	滋賀銀行	22	17	20	34	41	31	36	36	237
10	地銀	関西みらい銀行	21	15	29	21	34	31	30	50	231
11	地銀	みなと銀行	15	23	17	32	27	17	26	22	179
12	地銀	但馬銀行	18	26	23	18	23	18	25	21	172
13	主要行	りそな銀行	25	18	16	23	24	20	22	10	158
14	地銀	南都銀行	19	14	27	21	23	16	17	12	149
15	地銀	福井銀行	22	21	18	19	15	14	20	12	141
16	政府系	商工組合中央金庫	24	23	21	12	22	9	11	7	129
17	信金	北おおさか信用金庫	11	13	12	14	7	10	19	14	100
18	信金	但陽信用金庫	6	11	7	10	17	10	19	8	88
19	信金	但馬信用金庫	13	7	14	11	10	9	5	5	74
20	主要行	三菱UFJ銀行	8	9	15	8	9	7	14	2	72
21	信金	日新信用金庫	6	9	12	5	11	9	5	8	65
22	信金	大阪商工信用金庫	10	11	7	6	13	6	3	6	62

中小企業等事業再構築促進事業

令和4年度補正予算額 **5,800 億円**

事業の内容

事業目的

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が厳しさを増す中、中小企業等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を支援することで、中小企業等の付加価値額向上や質上げにつなげるとともに、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

事業概要

中小企業等の新分野展開等を支援する事業再構築補助金について、以下の所要の変更を行い、強力に支援します。

①物価高騰対策・回復再生応援枠の創設

新型コロナの影響に加え、物価高騰等により業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者の事業再構築を引き続き支援するため、補助率を引き上げた特別枠を創設します。

②成長枠の創設、グリーン成長枠の要件緩和及び上乗せ支援の創設

成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に向け、売上高減少要件を撤廃した成長枠を創設します。グリーン成長枠については、要件を緩和した類型（エントリー）を創設し、使い勝手を向上させます。また、これらの枠で申請する事業者の中で、中堅・大企業へ成長する事業者や、大規模な資金引上げ等を行う事業者に対し、補助金額や補助率を上乗せします。

③産業構造転換枠の創設

国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援します。

④最低賃金枠の継続

最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を引き続き支援します。

⑤サプライチェーン強靱化枠の創設

海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助 (基金積増)	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (1/2,2/3等)	中小 企業等
申請類型		補助上限額（※1）	補助率	
物価高騰対策・回復再生応援枠 （引続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者に対する支援）		1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円（※3）	中小2/3（一部3/4）、 中堅1/2（一部2/3）	
成長枠（※2） （大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援）		2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円（※3）	中小1/2、 中堅1/3（※4）	
グリーン成長枠（※2） （研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、 グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に 資する取組を行う事業者に対する支援）		<エントリー> 中小：4,000万円、6,000万円、 8,000万円（※3） 中堅：1億円 <スタンダード> 中小：1億円、中堅：1.5億円	中小1/2、 中堅1/3（※4）	
産業構造転換枠 （構造的な課題に直面している事業者が取り組む事業 再構築に対する支援）		2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円（※3） 廃業を伴う場合、2,000万円上乗せ	中小2/3、 中堅1/2	
最低賃金枠 （最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が 困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援）		500万円、1,000万円、1,500万 円（※3）	中小3/4、 中堅2/3	
サプライチェーン強靱化枠 （海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプ ライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組 を行う事業者に対する支援）		5億円	中小1/2 中堅1/3	

（※1） 補助下限額は100万円（※2） 事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠
（卒業促進枠）又は継続的な資金引上げに取り組むと共に従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠（大規模資金引上促進
枠）に応募可能。（※3） 従業員規模により異なる
（※4） 補助事業期間内に質上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

成果目標

事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり
付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加等を目指します。

事業再構築補助金（令和4年度第二次補正予算）の全体像

類型	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠	産業構造転換枠	成長枠	グリーン成長枠		サプライチェーン強靱化枠
					エントリー	スタンダード	
対象	最低賃金引き上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者	業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者		海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者
補助上限	最大 1,500万円	最大 3,000万円	最大 7,000万円	最大 7,000万円	最大 8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)	最大 5億円
補助率	3/4	2/3 (一部3/4)	2/3	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ) 【大規模賃上げ要件】 事業終了時点で①給与支給総額 + 6 %以上、 ②事業場内最低賃金 + 45円			1/2

業況が厳しい事業者向け

賃上げ等へのインセンティブ

- 大規模賃金引上：上限3,000万円上乘せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引上げ

事業再構築補助金の見直し・拡充（令和4年度第二次補正予算）

1. 成長枠の創設

新設

市場規模が10%以上拡大する業種・業態への転換を支援する「成長枠」を創設する。

2. グリーン成長枠の拡充

見直し

グリーン成長枠について、研究開発等の要件を緩和した類型「エントリー」を創設する。

3. 大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ

新設

大胆な賃上げや、中小企業等からの卒業に取り組む場合、更なるインセンティブ（補助率・補助上限の引き上げ・加点）を措置する。

4. 産業構造転換枠の創設

新設

市場規模の縮小により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者を重点的に支援する産業構造転換枠を創設する。

5. サプライチェーン強靱化枠の創設

新設

海外で製造する製品・部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者を支援するサプライチェーン強靱化枠を創設する。

6. 業況が厳しい事業者への支援

見直し

継続

コロナや物価高等により業況が厳しい事業者や、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者を引き続き手厚く支援する。

7. 一部申請類型における複数回採択

継続

新設

グリーン成長枠に加え、産業構造転換枠及びサプライチェーン強靱化枠についても、所定の要件を満たした場合、2回目の申請を認める。

1. 成長枠の創設

見直し

- 成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援。
- 必須要件を見直し、売上高減少要件を撤廃。

必須要件（全枠共通）

A事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
B補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠により異なる）以上増加 又は
従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠により異なる）以上増加

成長枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均4.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件をいずれも満たすこと

- ① 取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※）に属していること
- ② 事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

※対象となる業種・業態は、事務局で指定します。（公募開始時に事務局HPで公開予定。）

また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には、対象となり得ます。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

1. 成長枠の創設

見直し

- 成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援。
- 必須要件を見直し、売上高減少要件を撤廃。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
20人以下	2,000万円	【中小企業】 1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3） 【中堅企業】 1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2） ※事業終了時点で、①事業場内最低賃金＋45円、②給与支給総額＋6%を達成すること。
21～50人	4,000万円	
51～100人	5,000万円	
101人以上	7,000万円	

※事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠（卒業促進枠）又は継続的な賃金引上げに取り組むとともに従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠（大規模賃金引上促進枠）に同時応募可能

◆成長枠の対象となる業種・業態の一覧

- (注1) 指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には対象になり得ます。
公募開始以降事務局HPに掲載予定の様式に必要事項を記載の上提出してください。(過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。)
- (注2) サプライチェーン強靱化枠の対象業種・業態については、以下のリストのうち、「製造業(○)」のみが対象となります。

①経済産業省「工業統計調査」、経済産業省「企業活動基本調査」を基に、要件を満たすとされる業種

(両統計で扱われている製造業に関しては、集計対象が多い工業統計調査をもって判断しております。)

※以下①②の両者を満たす業種を指定しています。

- ①2009年～2019年の間に市場規模(製造品出荷額等/売上高)が10%以上拡大していること。
②2019年だけ極端に増加したため達成、2009年だけ極端に低いため容易に達成といったような推移ではなく、継続的に上昇トレンドにあると認められること。

分類コード	産業分類(小分類)	サプライチェーン 強靱化枠の対象 (注2)
91	畜産食料品製造業	○
94	調味料製造業	○
97	パン・菓子製造業	○
98	動植物油脂製造業	○
99	その他の食料品製造業	○
104	製氷業	○
115	綱・網・レース・繊維粗製品製造業	○
119	その他の繊維製品製造業	○
122	造作材・合板・建築用組立材料製造業	○
131	家具製造業	○
139	その他の家具・装備品製造業	○
145	紙製容器製造業	○
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	○
159	印刷関連サービス業	○
162	無機化学工業製品製造業	○
164	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	○
165	医薬品製造業	○
166	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	○
169	その他の化学工業	○
172	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	○
181	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	○
182	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	○
183	工業用プラスチック製品製造業	○
184	発泡・強化プラスチック製品製造業	○
185	プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)	○
189	その他のプラスチック製品製造業	○
191	タイヤ・チューブ製造業	○
193	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	○
202	工業用革製品製造業(手袋を除く)	○
206	かばん製造業	○
209	その他のなめし革製品製造業	○
212	セメント・同製品製造業	○
214	陶磁器・同関連製品製造業	○
215	耐火物製造業	○
216	炭素・黒鉛製品製造業	○
217	研磨材・同製品製造業	○
219	その他の窯業・土石製品製造業	○
229	その他の鉄鋼業	○
231	非鉄金属第1次製錬・精製業	○
232	非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)	○
233	非鉄金属・同合金圧延業(抽伸・押出しを含む)	○
235	非鉄金属素形材製造業	○
242	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	○
243	暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	○
244	建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)	○
245	金属素形材製品製造業	○
246	金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)	○
247	金属線製品製造業(ねじ類を除く)	○
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	○
249	その他の金属製品製造業	○
251	ボイラ・原動機製造業	○
252	ポンプ・圧縮機器製造業	○
253	一般産業用機械・装置製造業	○

分類コード	産業分類（小分類）	サプライチェーン 強化化特の対象 （注2）
261	農業用機械製造業（農業用器具を除く）	○
262	建設機械・鉱山機械製造業	○
263	繊維機械製造業	○
264	生活関連産業用機械製造業	○
265	基礎素材産業用機械製造業	○
266	金属加工機械製造業	○
267	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	○
269	その他の生産用機械・同部分品製造業	○
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	○
274	医療用機械器具・医療用品製造業	○
282	電子部品製造業	○
284	電子回路製造業	○
285	ユニット部品製造業	○
291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	○
292	産業用電気機械器具製造業	○
293	民生用電気機械器具製造業	○
294	電球・電気照明器具製造業	○
295	電池製造業	○
297	電気計測器製造業	○
311	自動車・同附属品製造業	○
312	鉄道車両・同部分品製造業	○
314	航空機・同附属品製造業	○
315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	○
319	その他の輸送用機械器具製造業	○
326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	○
328	畳等生活雑貨製品製造業	○
329	他に分類されない製造業	○
331	電気業	
341	ガス業	
391	ソフトウェア業	
392	情報処理・提供サービス業	
401	インターネット附随サービス業	
511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	
521	農畜産物・水産物卸売業	
522	食料・飲料卸売業	
531	建築材料卸売業	
532	化学製品卸売業	
541	産業機械器具卸売業	
542	自動車卸売業	
543	電気機械器具卸売業	
549	その他の機械器具卸売業	
551	家具・建具・じゅう器等卸売業	
552	医薬品・化粧品等卸売業	
559	その他の卸売業	
603	医薬品・化粧品小売業	
702	産業用機械器具賃貸業	
704	自動車賃貸業	
705	スポーツ・娯楽用品賃貸業	
743	機械設計業	
744	商品・非破壊検査業	
745	計量証明業	
746	写真業	
801	映画館	
805	公園、遊園地	
911	職業紹介業	
912	労働者派遣業	

◆成長枠の対象となる業種・業態の一覧

- (注1) 指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には対象になり得ます。
 公募開始以降事務局HPに掲載予定の様式に必要事項を記載の上提出してください。(過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。)
- (注2) 以下のリストのうち、取り組む事業が「製造業」に該当する場合は、サプライチェーン強靱化枠の対象業種・業態となり得ます。

②業界団体等が要件を満たすことについて示した業種・業態

管理番号	業種・業態名	業種・業態の定義・外縁	10%以上の市場拡大を示す根拠資料	指定要望団体等
1	宇宙機器産業	ロケット、人工衛星、宇宙機、宇宙ステーション、地上施設に係る機器、部品、材料、ソフトウェア等の製造及び打上げサービスと運用管制	宇宙基本計画 https://www8.cao.go.jp/space/plan/kaitei_fy02/fy02.pdf 宇宙産業ビジョン2030 https://www8.cao.go.jp/space/vision/mbrlitsitu.pdf 海外展開戦略（宇宙） https://www8.cao.go.jp/space/vision/fulltext.pdf	経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課宇宙産業室
2	宇宙利用サービス産業	衛星通信・放送、地球観測等の宇宙インフラを利用してサービスを提供	宇宙基本計画 https://www8.cao.go.jp/space/plan/kaitei_fy02/fy02.pdf 宇宙産業ビジョン2030 https://www8.cao.go.jp/space/vision/mbrlitsitu.pdf 海外展開戦略（宇宙） https://www8.cao.go.jp/space/vision/fulltext.pdf	経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課宇宙産業室
3	リチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計又は加工した部素材の製造業	リチウムイオン蓄電池の部素材を製造する事業所 【想定される対象部素材例】 正極活物質、負極活物質、電解液、セパレータ、正極バインダー、負極バインダー、正極集電体、負極集電体、缶用ニッケルめっき鋼板、角用アルミ板、ラミネート外装材、導電助剤	2011 電池関連市場実態総調査 下巻（注目材料技術・市場の全貌【発行：富士経済】 2022電池関連市場実態総調査＜下巻・電池材料市場編＞【発行：富士経済】	経済産業省商務情報政策局情報産業課電池産業室
4	アート産業	現代美術品を創作、販売する事業所	【Artnet intelligence Report Spring 2022】 https://news.artnet.com/market/morganstanley-intelligence-report-triumph-contemporary-2109417	経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課

2. グリーン成長枠の拡充

- グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者への支援を継続。
- 要件を緩和した類型（エントリー）を創設し、使い勝手を向上。

グリーン成長枠の対象となる事業者

<現行>

- ①補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること
- ②グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組であり、2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の10%以上が年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと



<今後> 必須要件に加え、以下の要件を満たすこと

【エントリー】（必須要件Bについては、付加価値額の年率平均4.0%以上増加を求める。）

- ①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する1年以上の研究開発・技術開発又は従業員の5%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと
- ②事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

【スタンダード】（必須要件Bについては、付加価値額の年率平均5.0%以上増加を求める。）

- ①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の10%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行うこと
- ②事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

2. グリーン成長枠の拡充

グリーン成長戦略（概要）

（令和3年6月18日策定）

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、「成長の機会」と捉える時代に突入している。
- 実際に、研究開発方針や経営方針の転換など、「ゲームチェンジ」が始まっている。
この流れを加速すべく、グリーン成長戦略を推進する。
- 「イノベーション」を実現し、革新的技術を「社会実装」する。
これを通じ、2050年カーボンニュートラルだけでなく、CO₂排出削減にとどまらない「国民生活のメリット」も実現する。

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・ 高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。 ・ 2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

 洋上風力・太陽光・地熱 ・ 2040年、3,000～4,500万kWの案件形成【洋上風力】 ・ 2030年、次世代型で14円/kWhを視野【太陽光】 1	 水素・燃料アンモニア ・ 2050年、2,000万吨程度の導入【水素】 ・ 東南アジアの5,000億円市場【燃料アンモニア】 2	 次世代熱エネルギー ・ 2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 3	 原子力 ・ 2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術を確立 4	 自動車・蓄電池 ・ 2035年、乗用車の新車販売で電動車100% 5	 半導体・情報通信 ・ 2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 6	 船舶 ・ 2028年よりも前倒しでゼロエミッション船の商業運航実現 7
 物流・人流・土木インフラ ・ 2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 8	 食料・農林水産業 ・ 2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO ₂ ゼロエミッション化を実現 9	 航空機 ・ 2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載 10	 カーボンサイクル・マテリアル ・ 2050年、人工光合成プラを既製品並み【CR】 ・ ゼロカーボンスチールを実現【マテリアル】 11	 住宅・建築物・次世代電力マネジメント ・ 2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB【住宅・建築物】 12	 資源循環関連 ・ 2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入 13	 ライフスタイル関連 ・ 2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適な暮らし 14

2. グリーン成長枠の拡充

補助上限額・補助率

【エントリー】

	従業員規模	補助上限額	補助率
中小企業	20人以下	4,000万円	【中小企業】 1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3） 【中堅企業】 1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2） ※事業終了時点で、①事業場内最低賃金＋45円、②給与支給総額＋6%を達成すること。
	21～50人	6,000万円	
	51人～	8,000万円	
中堅企業	—	1億円	

【スタンダード】

	従業員規模	補助上限額	補助率
中小企業	—	1億円	【中小企業】 1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3） 【中堅企業】 1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2） ※事業終了時点で、①事業場内最低賃金＋45円、②給与支給総額＋6%を達成すること。
中堅企業	—	1.5億円	

※事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠（**卒業促進枠**）又は継続的な賃金引上げに取り組むとともに従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠（**大規模賃金引上促進枠**）に同時応募可能

3. 大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ

- 成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者に対し、上乗せ枠として、**卒業促進枠・大規模賃金引上促進枠**を設け、**成長・賃上げのインセンティブを付与**する（両上乗せ枠の併用は不可）。
- **大幅な賃上げを行う場合**、成長枠・グリーン成長枠の**補助率を上げる**。

卒業促進枠の要件

・成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年で**中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業**すること

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
成長枠・グリーン成長枠に準じる		中小 1/2
		中堅 1/3

※補助対象経費は、成長枠又はグリーン成長枠のものと分ける必要があります。
要件達成後、実績報告を提出いただき、その確認をもって補助金を支払います。

3. 大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ

大規模賃金引上促進枠の要件

以下の要件をいずれも満たすこと

- ①成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること
- ②成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、**従業員数を年率平均1.5%以上増員**させること。

※補助対象経費は、成長枠又はグリーン成長枠のものと分ける必要があります。要件達成後、実績報告を提出いただき、その確認をもって補助金を支払います。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助金額	補助率
—	3,000万円	中小：1/2 中堅：1/3

成長枠・グリーン成長枠の補助率引上げ

補助事業期間内に、以下をいずれも達成した場合、**補助率を2/3（中堅は1/2）に引上げ**。

- ①**給与支給総額を年平均6%増加**
- ②**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引上げ

ただし、事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させることが出来なかった場合、差額分（補助率1/6分）の返還を求めます。

成長枠・グリーン成長枠・サプライチェーン強靱化枠の加点措置（追加）

成長枠・グリーン成長枠・サプライチェーン強靱化枠に申請し、**大幅な賃上げを実施する事業者に対し、加点**を行う。

- ①事業終了後3～5年で、**給与支給総額年率平均3%以上増加**
- ②事業終了後3～5年で、**給与支給総額年率平均4%以上増加** ※賃上げ幅が大きいほど追加で加点
- ③事業終了後3～5年で、**給与支給総額年率平均5%以上増加**

4. 産業構造転換枠の創設

- 国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援。
- 対象経費に廃業費を追加し、廃業費がある場合は補助上限額を上乗せする。

産業構造転換枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

- ①過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること
- ②地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること

※①については、業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します。（受付開始。）

又は、コロナ後～今後の10年間で市場規模が10%以上縮小することについて、応募時に客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

※②については、要件を満たす地域であることについて、自治体が資料を作成し、証明する必要があります。（受付開始。）公募開始時に指定された地域を公表します。

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額（※）	補助率
20人以下	2,000万円	【中小企業】 2/3 【中堅企業】 1/2
21～50人	4,000万円	
51～100人	5,000万円	
101人以上	7,000万円	

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ

◆産業構造転換枠の対象となる業種・業態の一覧

(注) 指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には対象になり得ます。
公募開始以降事務局HPに掲載予定の様式に必要事項を記載の上提出してください。(過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。)

業界団体等が要件を満たすことについて示した業種・業態

管理番号	業種・業態名	業種・業態の定義・外縁	10%以上の市場縮小を示す根拠資料	指定要望団体等
1	出版業（電子出版のみの事業者は除く） 及び書籍・雑誌小売業	書籍・雑誌（電子出版を除く）を出版する事業所又は販売する事業所	(出版科学研究所) https://shuppankagaku.com/statistics/japan/	経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課
2	粘土かわら製造業	主として粘土製の棟飾りを含む粘土製屋根かわらを製造する事業所 産業分類（2131 粘土かわら製造業）	(経済産業省 工業統計調査) https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html	経済産業省製造産業局生活製品課

◆産業構造転換枠の対象となる地域の一覧

下表に記載する地域で事業を実施しており、地域における基幹大企業又はその子会社等との直接取引額が売上高の１０％以上を占める事業者が産業構造転換枠に申請する場合には、「市場縮小要件を満たすことの説明書（基幹大企業撤退）」（様式任意）を担当部署へ提出しその確認を受けたうえで、応募申請する際に添付資料としてご提出ください。

要件を満たすことについて示した地域

管理番号	市区町村名	地域における基幹大企業	担当部署	電話番号
1	呉市	日本製鉄株式会社	呉市産業部商工振興課	0823-25-3308
2	有田市	ENEOS株式会社（和歌山製油所）	有田市経済建設部産業振興課	0737-22-3624
3	名寄市	王子マテリア株式会社（名寄工場）	名寄市経済部産業振興室産業振興課	01654-3-2111

5. サプライチェーン強靱化枠の創設

- 海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に取り組む事業者を対象として「サプライチェーン強靱化枠」を新設し、補助上限額を最大5億円まで引き上げて支援。

サプライチェーン強靱化枠の対象となる事業者

- 必須要件（Bについては付加価値額の年率平均5.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件を満たす、生産拠点を国内回帰する(※1)事業であること
- ①取引先から国内での生産（増産）要請があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）
 - ②取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※2）に属していること
（※2）対象となる業種・業態は、事務局で指定します。（公募開始時に事務局HPで公開予定。）また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には、対象となり得ます。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）
 - ③下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1)経済産業省が公開するD X 推進指標を活用し、自己診断を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出していること。
 - (2)IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★★ 二つ星」の宣言を行っていること。
 - ④下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1)交付決定時点で、設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。
 - (2)事業終了後、事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間に給与支給総額を年率2%以上増加させる取組であること
 - ⑤「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること。

補助上限額・補助率

補助上限額	補助率
5 億円 ※建物費を含まない場合は3億円	中小企業 1 / 2 中堅企業 1 / 3

（※1）今後、事業再構築指針で示す「国内回帰」の類型に該当する必要があります。事業再構築指針の他の5 類型では、「サプライチェーン強靱化枠」に申請できません。なお、海外の生産拠点を閉じることは要件としておりません。

6. 業況が厳しい事業者への支援

- コロナや物価高等により依然として業況が厳しい事業者に対して、支援を継続。
- 第9回公募までの、回復・再生応援枠と緊急対策枠を統合し、新たに「物価高騰対策・回復再生応援枠」として措置。

物価高騰対策・回復再生応援枠の対象となる事業者

<現行（回復・再生応援枠、緊急対策枠）>

現行の必須要件に加え、以下を満たすこと

- （回復再生応援枠）① **2021年10月以降のいずれかの月の売上高**が対2020年又は2019年同月比で**30%以上減少**していること
 ② 再生支援協議会スキーム等に則り**再生計画を策定**していること
- （緊急対策枠）① 2022年1月以降の3か月の合計売上高が、2019～2021年と比較して10%以上減少していること



<今後（物価高騰対策・回復再生応援枠）>

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

- ① **2022年1月以降**の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019～2021年と比較して**10%以上減少**していること
 ② 中小企業活性化協議会等から支援を受け、**再生計画等を策定**していること

※売上高減少要件については、付加価値額（売上高×1.5）減少で代替可能

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	1,000万円	【中小企業】 2/3（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4） 【中堅企業】 1/2（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3）
6～20人	1,500万円	
21～50人	2,000万円	
51人以上	3,000万円	

6. 業況が厳しい事業者への支援

継続

- 最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者を引き続き強力に支援すべく、最低賃金枠は継続する。

最低賃金枠の要件（変更なし）

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下を満たすこと

- ① 2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年と比較して10%以上減少していること
- ② 2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上最低賃金 + 30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること

補助上限額・補助率

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	500万円	【中小企業】 3/4 【中堅企業】 2/3
6～20人	1,000万円	
21人	1,500万円	

8. その他

(1) スケジュール

- 令和4年度第二次補正予算で、3回程度の公募を実施予定。

第10回公募

公募開始：令和5年3月30日（木）

応募締切：令和5年6月30日（金） 18：00

採択発表：令和5年8月下旬～9月上旬頃（予定）

9. 採択事例紹介

- 採択案件について、公開に関してご協力が得られた事業計画を、事務局HPにて紹介されていますので、申請書の項目検討等に際しご活用下さい。
- 本補助金は書面審査ですので、審査項目について申請書のどこに記載があるか、審査員に分かるような工夫をお願いいたします。

事務局HP

金

事業再構築補助金とは？ 動画 お問い合わせ 過去資料アーカイブ

公募要領 必須申請要件 電子申請用資料 よくあるご質問 採択結果 採択事業者向け資料 採択事例紹介

採択事例紹介「事業計画書」

採択案件のうち、公開に関してご協力が得られた事業者の事業計画の取組をご紹介します。

各企業の事業計画書は、下表の企業名をクリックしてください。

事業者名	類型	業種	事業計画名	事業計画の概要
十勝シティデザイン株式会社	新分野展開	宿泊業	ワーケーション滞在向けのコワーキング機能付宿泊施設の開業	首都圏企業等によるワーケーション滞在の新規獲得に特化したコワーキング機能付宿泊施設を開業し、法人との定額利用計画の獲得を目指す方法で新分野展開を行う。
株式会社八芳園	業態転換	その他生活関連サービス業	食・イベント分野のDX推進により総合プロデュース企業へ転換	既存事業の食とイベント分野をIT・IoT導入により高生産性事業に再構築し、次世代型イベントのデファクトスタンダードをつくる。

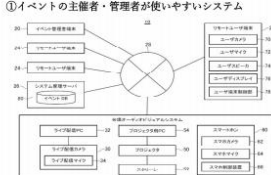
可能な限り図表を入れ、視覚的にわかりやすく説明

例八芳園 2021/4/30

の打合せを実施しており、十分な知見をもつパートナーであることは確認済みです。

○差別化・競争力強化の方法と仕組み

①イベントの主権者・管理者が使いやすいシステム



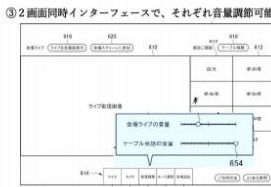
顧客はイベント主権者・管理者です。イベント主権者・管理者は、イベントの進行、映像の切り替え、リアル会場およびリモートユーザー音声映像の管理・制御といった複合的な業務をリアルタイムで行うことが必要であり、当該業務がシンプルかつスムーズに行えることがこのシステムの特徴です。弊社のイベントプロデュースノウハウをシステム実装しています。

②低価格

①で示したイベント主権者・管理者の業務オペレーションを実現しようとすると、テレビ同程度の高価な配信機材・システムが従来は必要でした。それに比して弊社のシステムは圧倒的に低価格です。(ZOOMのような無料ビデオ会議ツールは、イベント主権者・管理者の業務オペレーションが実現できないため、競合にならないと考えます。)

③2画面同時インターフェースで、それぞれ音量調節可能→リアルイベントに近い体験

左図のようにユーザーは、「会場タイプの音質」と「チャット会話の音質」をそれぞれ調節できます。



この機能によって、参加者は「参加者同士で同じ音声付きの映像を見聞きしながら、参加者グループ内で会話する」といった、体験が可能になり、リアルイベントに近い体験が可能となります。

1-6-3. ミールキット製造販売

○実施方法・導入設備・投資・経費項目



左フロー図のように、本事業における最大の特徴は、ミールキット製造販売のために食品製造のフローを新たに設けることです(新規性・主要設備変更)。その場で盛り付け・配膳する飲食店類似のフローはすでに整備されておりましたが、ミールキットとして配送用の食品を製造するためには、

5. 採点項目別のまとめ		
審査項目	主な参照箇所	記載内容の抜粋
事業適格性	付加価値額増加 4-3	付加価値額は4年で31%増、年平均7.6%増加する計画であり要件を満たします。 DX推進のためのロボット活用や、法人顧客開拓に向けた営業など、弊社の弱みになっている部分は外部パートナーと連携します。 社内体制も3つの事業別に責任者を配置し専門人材を組織化しています。財務・資金面でも自己資金で十分進行可能ですが必要があれば金融機関借入の通り調達も可能です。
事業化点	①事業遂行可能性 4-1~4	オンラインイベントおよびメールマーケティングに関するマーケットは成長中の数少ない専門規模のマーケットであり十分な市場性があります。具体的な顧客とニーズについても3つの事業それぞれで想定しています。
	②市場性 2-1	もともとリアル・オフラインのビジネスに強みがありますが、強みを活かした明確な差別化をしており競争優位性は高いです。
	③競争優位性、収益性、方法Xジェネラリティ、課題と解決 1-6 2-1~2 2-1~3 4-1~4	2億円の投資に対して4年後に売上14億円営業利益3.6億円の事業を構築する予定であり費用対効果は高いです。 顧客にとってオンライン領域とオフライン領域は統合されている(OMO)ためシナジーが高いと考えます。
	④費用対効果、既存事業とのシナジー 2-2 2-2	事業転換の要件に含めています。 また、リアルイベントの依存度を下げ、設備や人員も転換していくため、リスクを取った大胆な事業計画だと考えます。
再構築点	⑤指針適合性リスクアタック・大胆 1-5	デジタル・経済社会に重要な技術の活用と緊要性 1-2.1.3.1-4
	⑥地域イノベーション 2-2.2	食とイベントの強みを活かしています。既存業務の効率化を行い新規事業へ人員を配置転換しています。 オンラインイベントシステム販売において、顧客は日本全国のイベント主催者となるため、彼らの支援が地域経済の発展に貢献します。自治体や地域の事業者のDXをサポートでき、地域イノベーションに貢献できます。
政策点	①デジタル・低炭素、経済社会に重要な技術の活用と経済成長貢献 1-6.1 1-6.2	特に非接触型イベントにおいてイベント事業者として配属ロボットの活用を先行して行うことはロボットを使ったサービス産業の礎になると考えます。 オンラインイベントシステムは、リアルイベントの要素をオンラインシステムに実装しており、ニューノーマルのビジネスを加速させます。
	②コロナからの回復 1-3.1-4	DXでリアル依存を脱却し、ニューノーマルに対応した企業へと変革します。
	③グローバルニッチトップ潜在性 1-6.1 1-6.2	特に非接触型イベントは、オンライン・オフラインハイブリッドイベントのグローバルレベルのデファクトスタンダードをつくる可能性があり、高いレベルでの安全性と感動体験を両立できる会場として国際会議の誘致や世界的にも清潔な国としての日本のブランディングに貢献しうると考えます。
	④地域経済の発展 2-2.2	イベントシステムとメールマーケティング製造販売において自治体のPRを行うことができます。 大消費地と物理的に離れた地方自治体でオンラインを通じて日本全国・世界にPRできるという点においてイノベーションを取り組んでいます。
	⑤複数事業者連携経済波及効果 2-2.2	地方を含むイベント事業者に対するシステム販売や食品製造業のノウハウ共有を行うことで、業界全体の生産性向上に寄与します。
加算項目	①売上高減少 別添	別添 官報および証書の通り加算要件を満たします
項目	②固定費・協力費 別添	別添 官報および証書の通り加算要件を満たします

審査項目について申請書のどこに記載があるか説明

※公募要領抜粋↓↓（下線部が第10回追記事項）

○ 事業計画書の具体的内容については、審査項目を熟読の上で作成してください(電子申請システムにPDF形式のファイルを添付してください。以下、1～4の項目について、A4サイズで計15ページ以内（補助金額1,500万円以下の場合は計10ページ以内）での作成にご協力ください。記載の分量で採否を判断するものではありません）。

※会社名を事業計画書の1ページ目に必ず記載し、各ページにページ数を記載してください。

※1ページ目で、製品・サービスに事業者にとっての新規性があること、及び新製品・新サービスを通して既存事業と異なる市場に進出することについて説明してください。1ページ目で「事業再構築」の定義に合致するか（前提要件を満たすか）審査を行い、合致しないと判断された場合には不採択となります。2ページ目以降で表1に記載の審査基準に基づき事業内容进行评估し、評価が高い案件を採択します。

事業計画書

事業者名	
事業計画名	
申請枠	
事業再構築の類型	

※事業再構築の類型で「事業再編」は、「新市場進出」「事業転換」「業種転換」のいずれかを選択し、かつ「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」等を行う場合にのみ、選択可。

	既存事業	新規事業
製品・サービス		
市場・顧客		

--	--	--

※事業計画が事業再構築の定義に合致するか否かは、上表の記載にて判断します。既存製品と新製品、既存市場（顧客）と新市場（顧客）、既存事業と新事業などについて、これまでのものとこれからのものが、それぞれ具体的に何が異なるかを詳述してください。

※必ず事業再構築指針と事業再構築指針手引きを確認して、具体的に記載してください。以下参照。

事業再構築の類型	必要となる要件
新市場進出	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③新事業売上高10%等要件
事業転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件
業種転換	①製品等の新規性要件、②市場の新規性要件、③売上高構成比要件
事業再編	①組織再編要件、②その他の事業再構築要件

要件名	申請に当たってお示いただく内容 参照ページ
製品等（製品・商品等）の新規性要件	①過去に製造等した実績がないこと、②定量的に性能又は効能が異なること
市場の新規性要件	既存事業と新規事業の顧客層が異なること
新事業売上高10%等要件	新たな製品等の（又は製造方法等の）売上高が総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となること
売上高構成比要件	新たな製品等の属する事業（又は業種）が売上高構成比の最も高い事業（又は業種）となること
組織再編要件	「合併」、「会社分割」、「株式交換」、「株式移転」、「事業譲渡」等を行うこと
その他の事業再構築要件	「新市場進出（新分野展開、業態転換）」、「事業転換」又は「業種転換」のいずれかを行うこと

（以下、公募要領の注意事項等を確認し、事業計画を記載してください。）

【中小企業等経営強化法】 先端設備等導入計画について

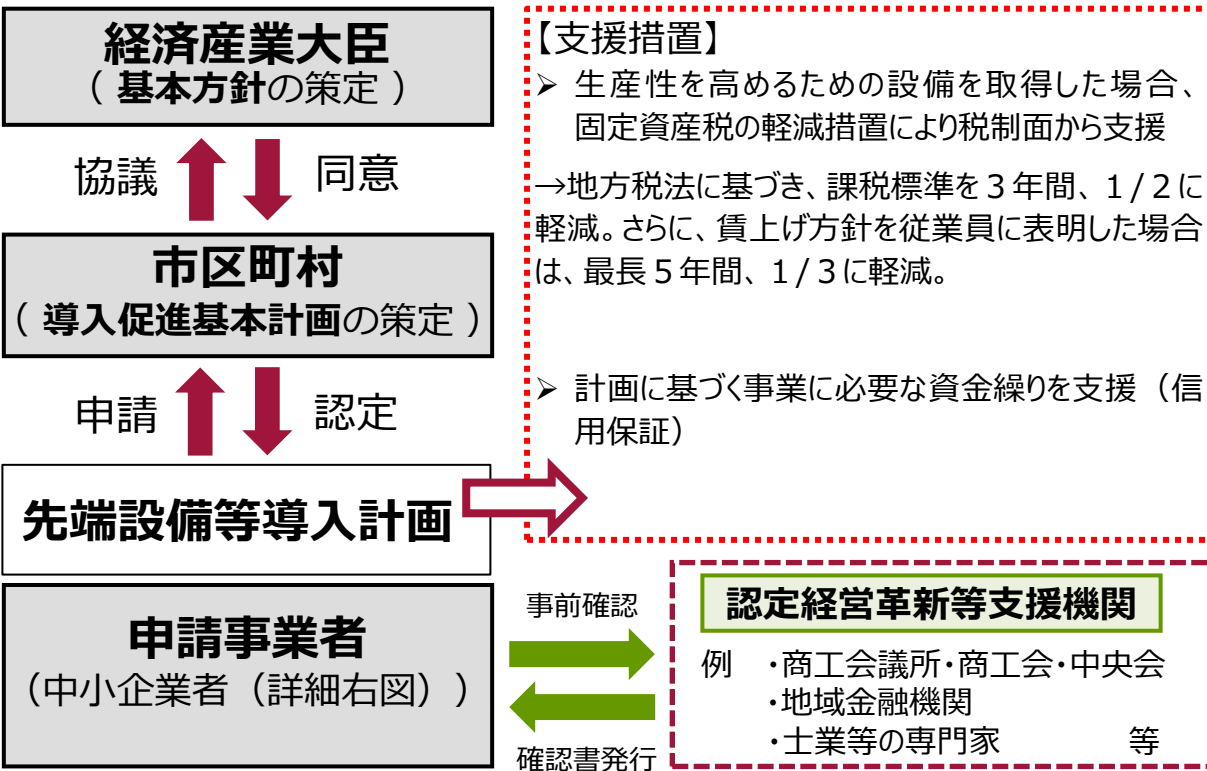
令和5年4月
経済産業省
中小企業庁

本資料は、「中小企業等経営強化法」、「地方税法」(令和5年度税制改正後の先端設備等導入計画に関する固定資産税特例関係)の内容を分かりやすくまとめたものです。

「先端設備等導入計画」の概要

- 「先端設備等導入計画」は、**中小企業が、設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画**。（労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれることが要件）
- この計画は、設備の導入先となる市区町村が「導入促進基本計画」を策定している場合に、当該市区町村から中小企業が認定を受けることが可能。**認定を受けた場合は税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる。**

～先端設備等導入計画のスキーム～



～計画認定の対象者「中小企業者」～

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業*	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

* 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

(注) 税制支援は対象となる規模要件が異なりますので、ご注意ください。

「先端設備等導入計画」の内容

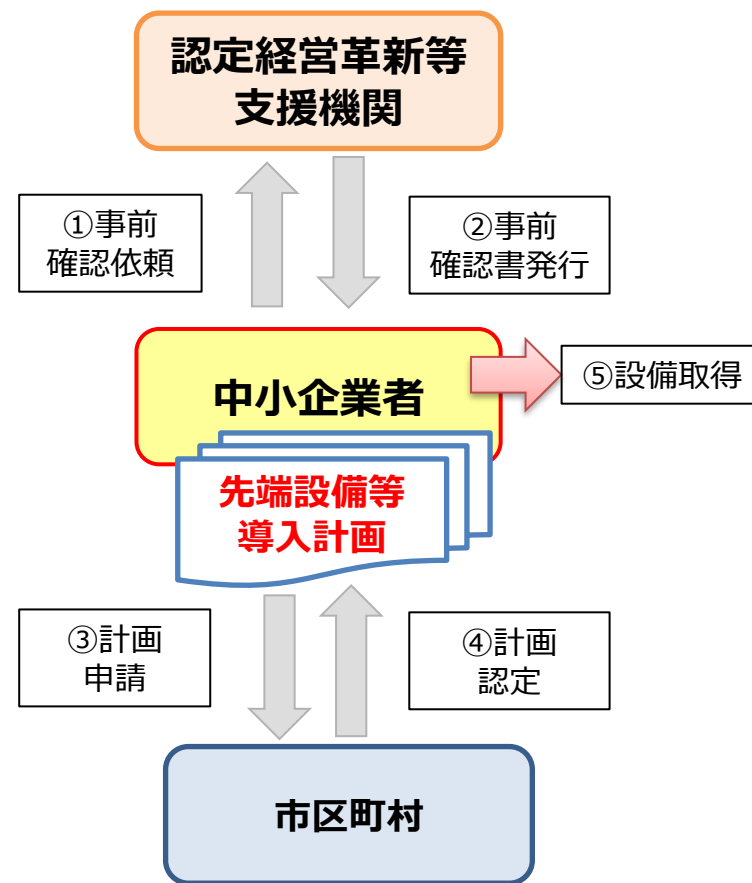
- 中小企業者が、①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備が所在する市区町村における「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること *直近の事業年度末 ○算定式 $\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$ (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○基本方針及び導入促進基本計画※に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

※市区町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

○先端設備等導入計画の認定フロー



(参考)国、市町村及び中小企業者が策定する法定計画等の概要

①基本方針（先端設備等導入計画関係）

主体：国

概要：

1 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

一 先端設備等の導入の促進の目標

- ・市区町村内の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態を分析
- ・先端設備等の導入の目標、如何にして生産性の向上を図るかの概略

二 経営指標

- ・市区町村が先端設備等導入計画を認定するに当たっては労働生産性を判断基準に設定
- ・労働生産性の目標伸び率は年平均 3 %以上

【注】労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数 又は 労働者数×一人当たり年間就業時間）で除したもの

2 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

一 先端設備等の種類

二 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項（対象地域、対象業種・事業）

三～四 導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の期間

3 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

一 地域の特性の活用

二 雇用への配慮

三 認定等に対する配慮

四 中小企業者に対する施策の総合的推進

五 計画の進捗状況についての調査

(参考)国、市町村及び中小企業者が策定する法定計画等の概要

②導入促進基本計画

主体：市町村 ※特別区を含む

項目：

- 1 先端設備等の導入の促進の目標
 - (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等
 - (2) 目標（市町村としての目標）
 - (3) 労働生産性に関する目標（事業者の目標。労働生産性が年平均3%以上向上。）
- 2 先端設備等の種類
- 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
 - (1) 対象地域
 - (2) 対象業種・事業
- 4 計画期間
 - (1) 導入促進基本計画
 - (2) 先端設備等導入計画
- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

※導入促進基本計画が次のいずれにも該当するものであるときは、国は同意するものとする。

- 国の基本方針に適合するものであること。
- 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 導入促進基本計画の実施が当該市町村の企業の生産性の向上に資するものであること。

(参考)国、市町村及び中小企業者が策定する法定計画等の概要

③先端設備等導入計画

主体：中小企業者

項目：

- 1 名称等
- 2 計画期間
- 3 現状認識
 - (1) 自社の事業概要
 - (2) 自社の経営状況（財務状況や改善すべき項目）
- 4 先端設備等導入の内容
 - (1) 事業の内容及び実施時期（具体的な取組内容、将来の展望）
 - (2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標（現状、計画終了時の目標）
 - (3) 先端設備等の種類及び導入時期
 - ・直接当該事業の用に供する設備として取得する設備の概要
（設備名・型式、導入時期、所在地、設備等の種類、単価、数量、金額 等）
※年平均5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であることを確認する際には、認定経営革新等支援機関が発行する確認書を添付することにより確認。
- 5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法
- 6 雇用に関する事項（賃上げ方針を従業員に表明する場合は、その内容を記載）

※認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、先端設備等導入計画に記載された直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するかについて確認し、確認書を発行。

中小企業者は、当該確認書を添えて市町村へ認定申請。

※市町村は、先端設備等導入計画が次に掲げる基準に適合するときは、その認定をするものとする。

○基本方針及び導入促進基本計画に適合するものであること。

○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

固定資産税の特例について

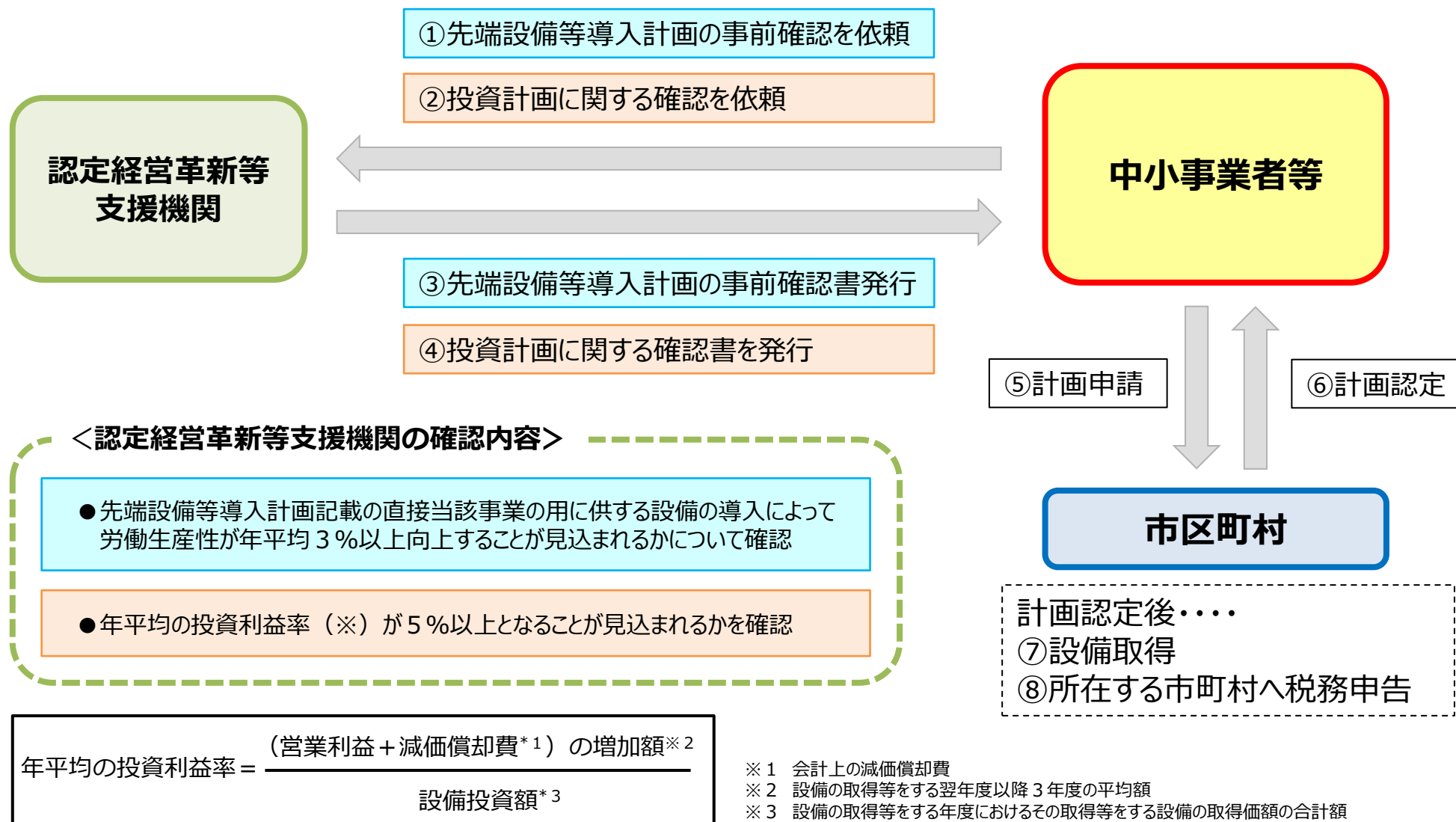
- 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者のうち、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

対象者	資本金 1 億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備 (※ 1)	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5 %以上の投資計画に記載された①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30万円以上） ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（※ 2）（60万円以上）
その他要件	・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・ 中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を 3 年間に限り、 1 / 2 に軽減。 さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を 1 / 3 に軽減。 ・ 令和 6 年 3 月 3 1 日までに取得した設備： 5 年間 ・ 令和 7 年 3 月 3 1 日までに取得した設備： 4 年間

※ 1 市町村によって異なる場合あり ※ 2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く

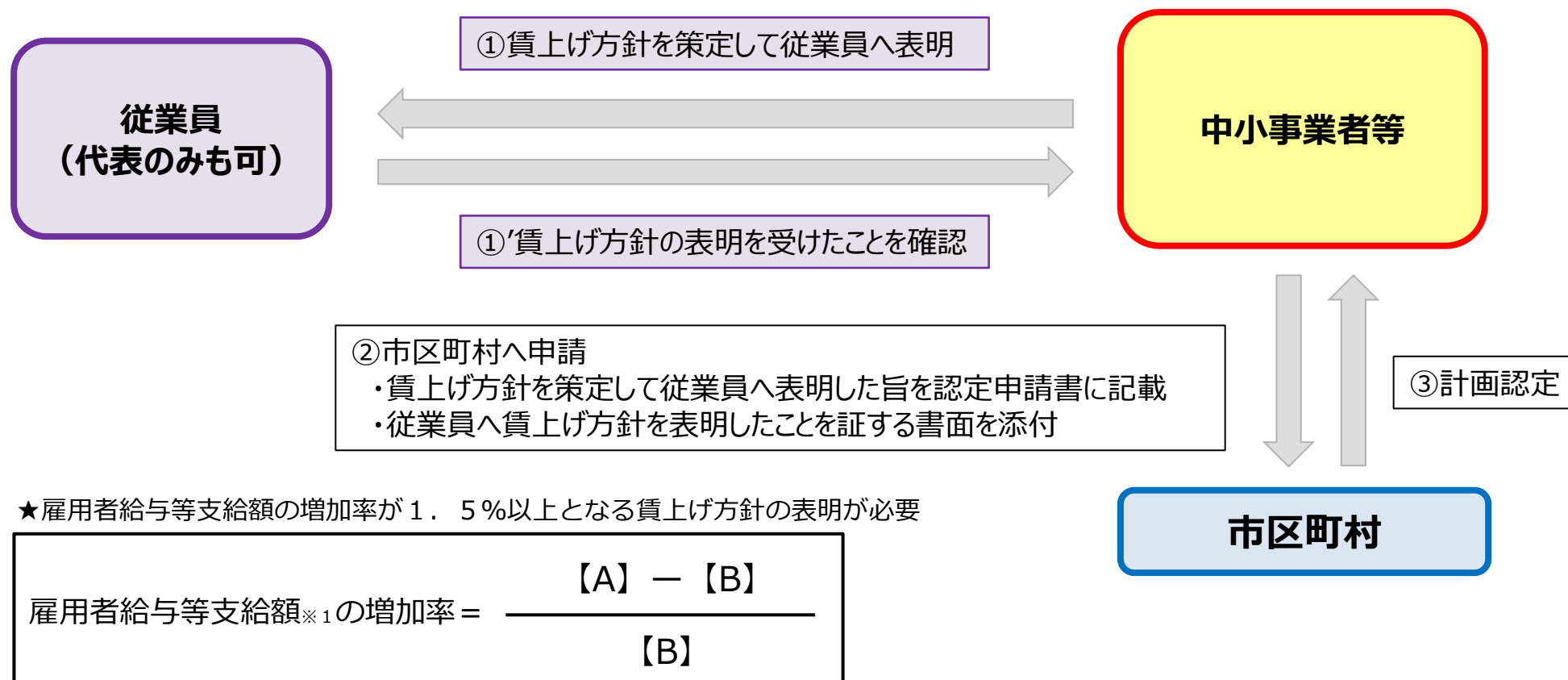
固定資産税の特例について（スキーム図①）

～投資利益の要件について～



固定資産税の特例について（スキーム図②） ～賃上げ方針の表明について～

→ 賃上げ方針を表明し、1 / 3に軽減される措置を受けたい場合



（※1）適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等（俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与）の支給額のこと。

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度_{※2} 又は 当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

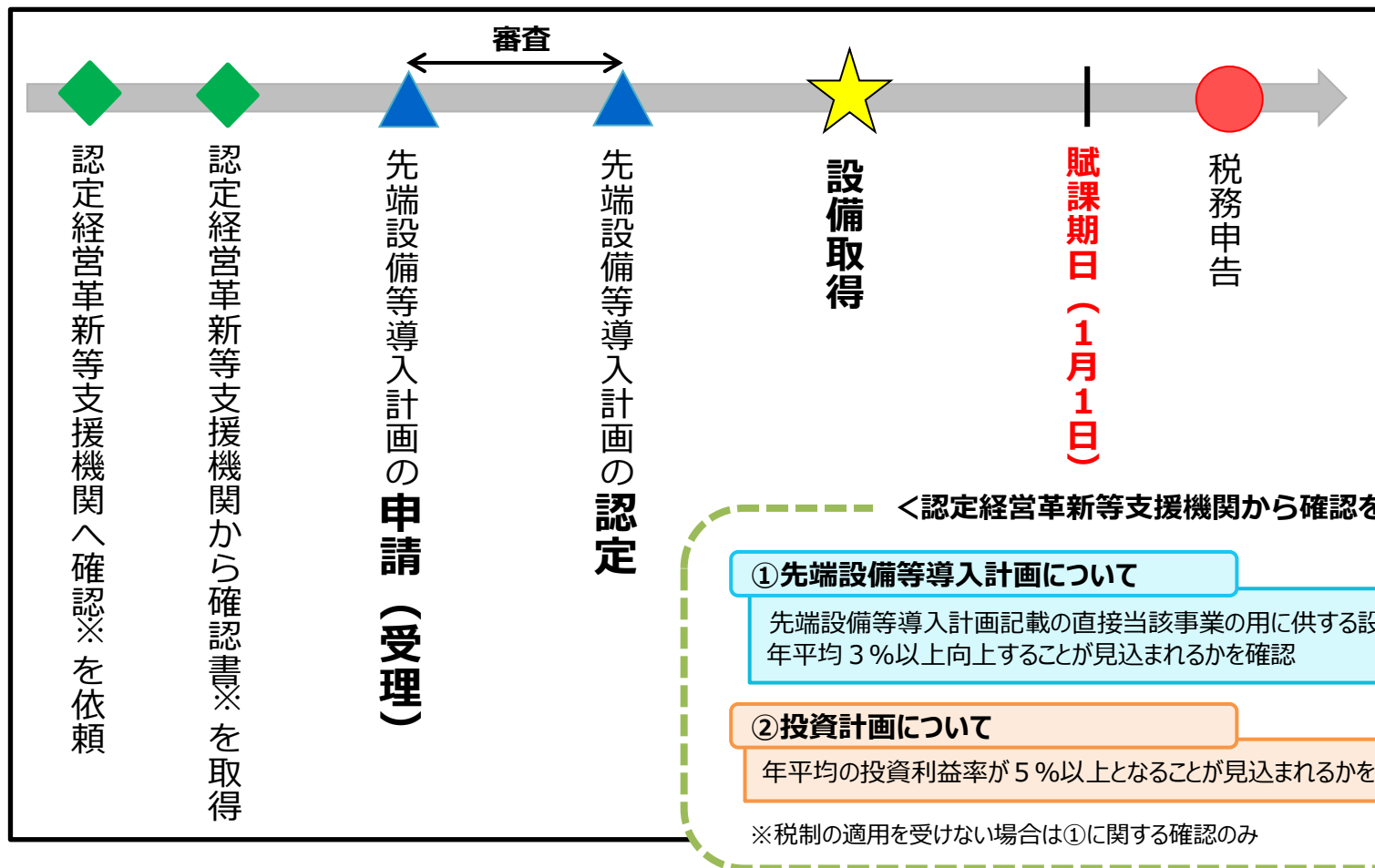
（※2）令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額

(参考) 設備の取得時期について

- 先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。
- 市区町村に「先端設備等導入計画」を申請する際は、認定経営革新支援機関から発行される「投資計画に関する確認書」も同時に提出する必要があります。（変更申請により設備を追加する場合も同様です。）

○設備取得と計画認定のフロー



投資計画（確認依頼書）の記載例

中小企業等経営強化法の先端設備等に係る投資計画に関する確認依頼書

令和5年10月1日

（認定経営革新等支援機関） 殿

住 所 〒0000-0000
東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
名 称 及 び 株式会社太刀井工業
代表者の氏名 代表取締役 平川 貴徹

下記の先端設備等に係る投資計画について、中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項に定める投資計画の要件を満たしていることの確認を依頼します。

記

1 事業者の名称等

事業者名	事業者名株式会社太刀井工業（法人番号000000000000000000）
事業内容	輸送用機械器具製造業

2 先端設備等の導入の目的

当社は、独立系の自動車部品製造業者であり、独自の鋳造技術による高性能エンジン部品が主な製品であり、主に国内の大手自動車メーカーに販売している。 昨今の円安傾向により今後自動車の輸出が増加することが見込まれることに加え、提携先を活用した独自ルートにより海外販売先の開拓も進んでいることから、今後は輸出版売を中心に受注増が予想される一方で、海外部品メーカーとの競合が激化する見込み。 既存の設備は老朽化が進んだ結果、歩留まり率が悪化しており、また、生産量に限界があることから、今般の受注拡大や競合メーカーとの競争力強化を図るため、最新の生産設備への入替えを計画している。最新のプレス機械、油圧ハンマー、フォーGINGロールの導入により生産ラインの刷新を行うことで、歩留り率の改善による製造原価の低減や、生産量の拡大による売上の向上を図り、当社の強みである高性能エンジン部品の国際競争力を強化することを目的とする。

投資計画の概要について要約的に記載する。

3 先端設備等の導入を行う場所の住所

A工場：東京都練馬区〇ー〇ー〇

4 先端設備等が事業者の事業の改善等に資することの説明

既存設備では、高性能エンジン部品年間生産量が9,495トンである。また歩留り率は95%に留まっている。当社はこれらの抜本的な改善を目指すため、このたび、最新のプレス機械、油圧ハンマーの導入により時間あたり生産量を年間20%向上させることで売上拡大を図るとともに、フォーシングロール導入により歩留り率を4%改善し、99%とすることを目指す。

先端設備等が、どのように事業の改善等に寄与するかという内容を記載する。
(例えば、生産量・販売量の増加や製造原価・販管費の削減の内容等を説明。)

5 設備投資の内容（必要に応じて別紙）

	取得 年月	設備等の 名称/型式	所在地	設備等 の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	用途
1	令和 5年 12月	プレス機 器/PR1 23-45	東京都練 馬区	機械装 置	40,000	1	40,000	高性能エ ンジン製 造
2	令和 5年 12月	空調設備/ HM43 21	東京都練 馬区	建物附 属設備	15,000	1	15,000	同上
3	令和 6年 3月	測定機器/ FR21 -2	東京都練 馬区	器具備 品	45,000	1	45,000	同上
計							100,000	

6 基準への適合状況

別紙

先端設備等導入計画に係る認定申請書

令和 5 年 1 0 月 2 0 日

(市区町村長) 殿

住 所 〒 0 0 0 - 0 0 0 0
東京都千代田区霞ヶ関 1 - 3 - 1
名 称 及 び 株式会社太刀井工業
代表者の氏名 代表取締役 平川 貴徹

中小企業等経営強化法第 5 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	株式会社太刀井工業
2	代表者名（事業者が法人の場合）	代表取締役 平川 貴徹
3	法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4	資本金又は出資の額	〇, 〇〇〇万円
5	常時使用する従業員の数	〇〇人
6	主たる業種	輸送用機械器具製造業

2 計画期間

令和 5 年 1 1 月 ～ 令和 8 年 1 0 月

3 現状認識

①自社の事業概要

当社は、独立系の自動車部品製造業者であり、独自の鋳造技術による高性能エンジン部品が主な製品であり、主に国内の大手自動車メーカーに販売している。

②自社の経営状況

売上は令和 4 年 3 月 9 0, 0 0 0 千円、令和 5 年 3 月期 1 0 0, 0 0 0 千円と増加しており、営業利益についても令和 4 年 3 月期 4, 5 0 0 千円、令和 5 年 3 月期 6, 0 0 0 千円と増加している。

昨今の円安傾向により今後自動車の輸出が増加することが見込まれることに加え、提携先を活用した独自ルートにより海外販売先の開拓も進んでいることから、今後は輸出販売を中心に受注増が予想される一方で、海外部品メーカーとの競合が激化する見込み。

4 先端設備等導入の内容

（１）事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容

既存の設備は老朽化が進んだ結果、歩留まり率が悪化しており、また、生産量に限界があることから、今般の受注拡大や競合メーカーとの競争力強化を図るため、最新の生産設備への入替えを計画している。

最新のプレス機械、油圧ハンマー、フォーミングロールの導入により生産ラインの刷新を行うことで、歩留り率の改善による製造原価の低減や、生産量の拡大による売上の向上を図り、当社の強みである高性能エンジン部品の国際競争力を強化することを目的とする。

②将来の展望

- ・新たな設備の導入により、生産能力が向上することに伴い、受注拡大が見込めることから売上の増加を図る。
- ・また、高精度な加工が可能になることから、歩留まり率が向上し、製造原価を低減させることができる。
- ・担当者の熟練度によるばらつきも抑えることができるため、限られた人員でより多く生産できる体制を構築することでき、生産性の向上を実現することができる。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
5, 0 0 0 千円	5, 4 5 0 千円	9. 0 %

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1	プレス機器／PR123-45	令和5年12月	東京都練馬区〇-〇-〇
2	空調設備／HM4321	令和5年12月	東京都練馬区〇-〇-〇
3	測定機器／FR21-2	令和6年3月	東京都練馬区〇-〇-〇
4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1	機械装置	40,000	1	40,000	
2	建物附属設備	15,000	1	15,000	
3	器具備品	45,000	1	45,000	
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	1	40,000
	建物附属設備	1	15,000
	器具備品	1	45,000
合計		3	100,000

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
先端設備導入購入資金	融資	80,000
先端設備導入購入資金	自己資金	20,000

6 雇用に関する事項

令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）において、雇用者給与等支給額を令和4事業年度と比較して1.5%以上増加させる方針を策定し、同方針について、令和5年10月10日に従業員代表の賃上 太郎に対して表明した。

基準への適合状況（先端設備等に係る投資計画）

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額

投資利益率（⑭）＝

（設備の取得等をする年度の翌年度以降3か年度におけるものに限る。）を平均した額

>5%

設備の取得等をする年度におけるその取得する設備の取得価額の合計額

<投資の目的>

当初A工場A製品の製造ラインを構成する機械装置導入による売上拡大及び売上原価改善。

（単位：千円）

設備投資に伴う変化額		投資年度	投資年度の翌年度以降3か年度			3年度平均 （⑫の単純平均）	投資利益率 （⑬÷①）	
			1年度後	2年度後	3年度後			
設備投資額	①	100,000						
売上高	②		25,108	25,108	25,108			
売上原価（＝④＋⑤）	③		9,254	9,254	9,254			
減価償却費以外	④		8,254	8,254	8,254			
減価償却費	⑤		1,000	1,000	1,000			
売上総利益（＝②－③）	⑥		15,854	15,854	15,854			
販管費（＝⑧＋⑨）	⑦		0	0	0			
減価償却費以外	⑧		0	0	0			
減価償却費	⑨		0	0	0			
営業利益（＝⑥－⑦）	⑩		15,854	15,854	15,854			
減価償却費（＝⑤＋⑨）	⑪		1,000	1,000	1,000			
営業利益＋減価償却費（＝⑩＋⑪）	⑫		16,854	16,854	16,854	16,854	⑬	16.9% ⑭

本件設備投資による効果について

※新規設備投資による効果を記載（適宜、編集して記載。別紙等でも可）

（1）売上高への効果

（単位：千円）

	1年度後	2年度後	3年度後	備考
売上高の変化額（＝②）	25,108	25,108	25,108	添付資料①、②参照

（2）売上原価への効果

（単位：千円）

	1年度後	2年度後	3年度後	備考
売上原価の変化額（減価償却費以外）計（＝④）	8,254	8,254	8,254	
製品Aの販売量の増加に伴う原材料費等への影響	12,554	12,554	12,554	添付資料①、②参照
製品Aの歩留まり率の向上に伴う仕損費の改善	▲ 3,600	▲ 3,600	▲ 3,600	添付資料③参照
設備導入に伴う光熱費の改善	▲ 500	▲ 500	▲ 500	添付資料〇参照
設備導入に伴う修繕費の改善	▲ 200	▲ 200	▲ 200	添付資料〇参照

（3）販管費への効果

（単位：千円）

	1年度後	2年度後	3年度後	備考
販管費の変化額（減価償却費以外）計（＝⑧）	0	0	0	

申請書記載例を作成する際に使用する根拠資料例①

生産計画総括表

既存設備による生産実績				新規設備による生産見込み			
※1							
①	期首在庫数量	100	トン	①	期首在庫数量	100	トン
②	投入量	10,000	トン	②	投入量	12,000	トン ※2
	生産数量(合計)	10,100	トン		生産数量(合計)	12,100	トン
③	歩留り率			③	歩留り率		
	仕損品	505	トン		仕損品	121	トン
	正常品	9,595	トン		正常品	11,979	トン
		5.0%	95.0%			1.0%	99.0% ※3
④	期末在庫数量	100	トン	④	期末在庫数量	100	トン ※4
⑤	販売数量(合計)	9,495	トン	⑤	販売数量(合計)	11,879	トン ※4

※1 既存設備による生産実績については、直近実績を示す当社原価計算システムからのアウトプット資料『平成〇〇年度における■■表』(添付○参照)より入力。

※2 本設備投資により、生産能力が年間20%向上すると見込んでいる(添付○参照)。

※3 本設備を導入する生産工程における不良品の発生比率が格段に小さい実績があり、新規設備導入による不良品発生率は保守的に考えても1%程度と見込んでいる。
なお、設備投資後の投資計画期間において、当該歩留まり率はそのまま継続すると考えている。(添付○参照)

※4 過年度実績からすると、当社の生産能力の限界から逃れていた注文状況からすると、正常品完成量の増加分は販売可能な数量と考えており、
期末保有在庫数量については過年度における実績数量を維持する計画である。(添付○参照)

備考：仕掛品、製品在庫は常に一定水準を維持する方針であるため、完成品数量と販売数量は一致する前提で作成している。

認定支援機関確認書

年 月 日

事業者名 殿

認定支援機関 I D 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

住所

名称

代表者役職

代表者氏名

先端設備等に係る投資計画に関する確認書

先端設備等に係る投資計画について、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 2 項に定める投資計画の要件を満たしていることを下記のとおり確認しました。

記

1. 認定経営革新等支援機関担当者名等

①認定経営革新等支援機関担当者名

②認定経営革新等支援機関電話番号

③認定経営革新等支援機関担当者メールアドレス

2. 投資計画に対する所見

別添の投資計画の実施により、目標を達成しうるような投資収益率が見込めるか	
--------------------------------------	--

※ 認定支援機関 I D 番号については、各経済産業局 web サイトを参照のうえ記入ください。

web サイトに記載がない場合は、認定を受けた各経済産業局にお問い合わせください。

※ 「事業者名」は、先端設備等導入計画を申請する中小企業者を記入してください。

※ 「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する認定支援機関の内部規定等により判断してください。

- ※ 投資利益率の計算にあたっては、複数の事業所や工場を有する場合等において、投資計画（設備投資）の対象範囲が各事業所や各工場の単位に収まる場合は、これらの単位で投資利益率を算出していただくことが基本ですが、投資効果を会社単位でしか測ることができないケースなど、会社単位で測ることが適当な場合は、会社単位の数値を用いて投資計画を策定して投資利益率を計算していただくことも可能です。
- ※ 「所見」は、以下の点を確認の上、記載してください。確認にあたり、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、アドバイスをを行った場合は、その内容も記載してください。
- ・設備投資の内容が、必要十分な設備として、当該設備の導入の目的及び事業者の事業の改善に資することの説明に照らして整合しているかどうか。
 - ・事業者の事業の改善に資することの説明が「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」に照らして整合しているかどうか。
 - ・「設備投資の内容」に記載された金額が、「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合しているかどうか。
 - ・「基準への適合状況」に記載された投資利益率並びに「営業利益＋減価償却費」の各年度及び3年平均の金額が、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額を用いて算定されているかどうか。
 - ・「基準への適合状況」において記載された「本件設備投資による効果」の金額が当該数値の算出根拠資料に照らして整合しているかどうか。
- ※ 別添については、事業者が確認を依頼した際の投資計画（投資計画に関する確認依頼書及び基準への適合状況）の写しの添付でも構いません。

(別添)

1 事業者の名称等

事業者及び代表者名	事業者名 役職	(法人番号 名前)
所在地		
事業内容		

2 先端設備等の導入の目的

--

投資計画の概要について要約的に記載する。

3 先端設備等の導入を行う場所の住所

※設備を導入する建物（工場、店舗等）の所在地を記載する。

4 先端設備等が事業者の事業の改善等に資することの説明

--

※先端設備等が、どのように事業の改善等に寄与するかという内容を記載する。
(例えば、生産量・販売量の増加や製造原価・販管費の削減の内容等を説明。)

5 設備投資の内容（必要に応じて別紙）

	取得 年月	設備等の 名称/型式	所在地	設備等 の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	用途
1								
2								
3								
4								
5								
計								

6 基準への適合状況

別紙

(別紙)

基準への適合状況

(単位：千円、%)

設備投資に伴う変化額		投資 年度	投資年度の翌年度以降			3年度平均 (⑫の平均)		投資利益率 (⑬／①)	
			1	2	3				
設備投資額	①								
売上高	②								
売上原価	③								
減価償却費 以外	④								
減価償却費	⑤								
売上総利益	⑥								
販管費	⑦								
減価償却費 以外	⑧								
減価償却費	⑨								
営業利益	⑩								
減価償却費 (⑤＋⑨)	⑪								
営業利益＋減価 償却費(⑩＋⑪)	⑫						⑬		⑭

⑭投資利益率 (%) > 5 % (基準値)